

## 役員等の報酬・費用弁償支給規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会（以下「法人」という。）定款第23条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という）の報酬について定めるとともに、役員、評議員、委員会委員・協議会委員、顧問及び参与（以下「役員等」という。）に対する費用弁償の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (役員報酬)

第2条 法人の役員報酬は、支給しないものとする。

### (費用弁償)

第3条 役員等が職務のため旅行するときの費用弁償は、職員旅費規程に基づき支給する。ただし、常勤の役員をのぞき、その職務に関する会議に出席するときの費用弁償として支給する日当は、距離の遠近にかかわらず1日2,000円とする。

### (準 用)

第4条 この規程に定めるもののほか、費用弁償の支給方法等については、職員旅費規程による。

### (改 廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行うものとする。

### 附 則

この規程は、平成13年10月5日から施行する。

### 附 則

平成21年3月16日 一部改正 同年4月1日から適用

### 附 則

平成29年6月20日 一部改正 平成29年4月1日から適用